

通所介護

通所なちゅらる運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ナチュラルが開設する通所なちゅらる(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 通所なちゅらる
- ② 所在地 半田市阿原町 12-6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護職員の従業にも当たるものとする。
- ② 従業者
 - ・生活相談員 1名以上
 - ・看護職員 1名以上
 - ・介護職員 3名以上(常勤換算)
 - ・機能訓練指導員 柔道整復師 1名以上従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- ③ 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。

(指定通所介護利用定員)

第6条 指定通所介護利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 25名(通常規模)

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練

④ 健康チェック

⑤ 送迎

2 食費は、600円を徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、半田市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、消防計画・地震防災計画に基づき非常災害に備えるため、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならない。また別途業務継続計画を作成する。

（虐待の防止）

第 12 条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努めるため、虐待防止指針を作成し、虐待の防止の措置を講じる。また、虐待を受けている恐れがある場合には、直ちに防止策を講じ、県市へ報告する。

対策検討委員会を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

① 虐待防止のための指針を整備する。

② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に1回以上実施する。

③ 上記措置を適切に実施するために担当者を置く。

（衛生管理等）

第 13 条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品、医療用具の管理を適正に行うこととする。

2 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のために、感染症対策指針を作成し、平常時の対策及び発生時の対応についての管理体制を確保し、感染症対策委員会を設置して定期的に開催する。職員は感染所マニュアルに基づきシミュレーション訓練など必要な訓練を行う。また別途業務継続計画を作成する。

（その他運営についての留意事項）

第 14 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年3回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ナチュラルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 08 月 01 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 06 月 01 日から施行する。

この規程は、令和 01 年 06 月 01 日から施行する。

この規程は、令和 02 年 06 月 01 日から施行する。

この規定は、令和 02 年 12 月 01 日から施行する。

この規定は、令和 04 年 09 月 01 日から施行する。

この規程は、令和 06 年 07 月 01 日から施行する。